手話言語理解促進動画作成業務委託 「公募型プロポーザル方式」公告 企画提案募集要項

次のとおり、公募により法人等から企画提案を募集し、その内容を審査して、最良の提案をした 者を選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続きを実施します。

令和5年8月14日 山梨県知事 長崎 幸太郎

1 業務の目的

令和5年2月県議会において、山梨県手話言語条例が成立し、県は手話言語を使用しやすい環境の整備を推進する責務を有している。本県では、山梨県聴覚障害者情報センターを通じて、手話通訳者の養成や手話サークルの紹介など、普及に関する取り組みを行っているが、更なる手話言語の理解及び普及等に関する施策を講ずる必要がある。

本事業では、手話言語の歴史や、簡単な手話等を紹介する動画を作成し、より多くの県民が手話言語について知る機会を増やすことを目的とする。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

手話言語理解促進動画作成業務委託

(2)業務内容

別紙「手話言語理解促進動画作成業務委託仕様書」のとおり

(3)委託期間

契約を締結した日から令和5年12月15日まで

(4) 委託業務費用の上限額

金2,403,500円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

3 企画提案に係る日程

(1) 公告日

(2) 企画提案応募資格確認申請書の提出期限

(3) 企画提案に関する質問の受付期限

(4) 企画提案書等の提出期限

(5) 書面審査

(6) 審查結果通知·委託候補者決定

(7)委託契約締結

令和5年8月14日(月)

令和5年8月23日(水)午後5時必着

令和5年8月23日(水)午後5時必着

令和5年8月31日(木)午後5時必着

令和5年9月 4日(月)前後

令和5年9月 5日(火)以降

令和5年9月12日(火)前後

4 応募資格

応募できるのは、次に掲げる要件を全て満たす業者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立て、又は民事再生 法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申し立ての手続きを行っていな い者(更生手続開始又は民事再生手続開始決定を受けた者を除く。)であること。
- (3)山梨県物品等入札参加資格者名簿に登載されている者又は契約までに名簿に登載見込みの者であること。
- (4) この公告の日以降に、「山梨県物品購入等契約に係る指名停止措置要領」及び「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に 規定する暴力団員でないこと、又は法人にあっては、その役員が暴力団員でないこと。
- (6)過去5年以内に、国、都道府県、政令指定都市又は市町村(関連団体等は除く)における動画の制作業務を受託した実績を有する者であること。

5 企画提案募集時に関する事項

(1) 担当部署·提出場所

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号(山梨県庁本館1階) 山梨県福祉保健部障害福祉課企画推進担当(電話番号)055-223-1460 メールアドレス: shogai-fks@pref. yamanashi. lg. jp

(2) 募集要項等の交付

山梨県福祉保健部障害福祉課のホームページからダウンロードすること

(3) 企画提案応募資格確認申請書の提出

応募を希望する者は、企画提案応募資格確認申請書(様式1)(以下「申請書」という。)を提出し、応募資格の確認を受けなければならない。

- ① 提出期限 令和5年8月23日(水)午後5時必着(持参又は郵送) ※持参は、土日・祝日を除く、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。
- ② 申請書に添付する書類
 - ア 応募資格チェック表 (様式2)
 - イ 物品等競争入札参加資格審査結果通知書の写し
 - ※申請中の場合は、物品等競争入札参加資格審査申請書の写しを添付し、資格を得た時点で物品等競争入札参加資格審査結果通知書の写しを速やかに提出すること。
 - ウ 誓約書(様式3)
 - エ 過去5年間の同種又は類似業務の実績(様式4)
- ③ その他

提出期限までに県が申請書を受理できない場合は、応募対象としない。 応募資格確認結果は、全ての申請者に対して書面により通知する。

申請書の提出後に辞退する場合は、辞退届(様式任意)を企画提案書等の提出期限までに提出すること。

(4) 企画提案に関する質問の受付

募集要項等に関する質問は、企画提案に関する質問書(様式5)により受け付ける。

- ① 受付期限 令和5年8月23日(水)午後5時必着
- ② 質問方法

件名を「手話言語理解促進動画プロポーザル質問」とし、電子メールで送信すること。

③ 回答方法

質問への回答は、令和5年8月25日(金)までに、申請書の確認を受け資格を有すると された者全員に対して電子メールにより送付する。

④ その他

電話や口頭での質問には応じない。

なお、本企画提案に関係のない質問や、本企画提案に公平性を保てない等と判断した場合には、回答しないこともある。

(5) 企画提案書等の提出

提案者は、次のアからオまでの書類(以下「企画提案書等」という。)を提出しなければならない(1提案者につき1件のみ)。

- ① 提出書類
 - ア 企画提案書(かがみ)(様式6)
 - イ 企画提案概要 (様式7)・・・8部
 - ウ 企画提案書(様式任意)・・・8部
 - ・A4判両面印刷、24ページ以内、(原則) 横型横書き天綴じ
 - ・日本語表記で11ポイント以上
 - ・以下の事項を記載すること
 - A:スケジュール
 - B:業務の実施体制(人員配置・関連協力企業・配置予定者の経歴など)
 - C:受託実績(過去5年以内の自治体における動画の制作業務)
 - D:コンセプト
 - E:動画内容(企画内容・動画概要・絵コンテなど)
 - エ 見積書 (様式任意)・・・1部
 - 税抜価格、消費税及び地方消費税相当額、項目ごとの積算内訳を記載すること
 - ・見積額は委託業務費用の範囲内とすること
 - オ 法人の概要書(設立年月日、資本金、従業員数、業務概要等)(様式任意)・・・8部
 - ・上記内容がわかる会社ホームページの写しやパンフレットでも可
- ② 提出期限 令和5年8月31日(木)午後5時必着(持参又は郵送) ※持参は、土日・祝日を除く、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。
- ③ その他

提出期限までに県が企画提案書等を受理できない場合は、審査対象としない。

一度提出した企画提案書等は、これを書き換え、差し替え又は撤回することができない。

(6) 企画提案の無効

「4 応募資格」の条件を満たさなくなった者の企画提案又は次のいずれかに該当する企画提案は無効とする。

- ① 募集要項の規定に反した提案
- ② 委託業務費用の上限額を超える提案
- ③ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

6 委託候補者の選定方法等に関する事項

(1) 審査方法及び結果の通知

手話言語理解促進動画作成業務委託に係る企画提案審査委員会において、別紙「審査基準」により、企画提案書等に基づく審査を行う。採否については、決定後速やかに通知する。

なお、審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申し立ては認めない。

- (2) 審査を基に、県が第1順位の委託候補者を決定する。
- (3) 審査結果は、全ての提案者に対して書面により通知する。

7 契約に関する事項

- (1) 山梨県財務規則(昭和39年山梨県規則第11号)第109条の2第7号の規定により、契約保証金は免除するものとする。
- (2) 第1順位の委託候補者と協議を行い、随意契約により契約を締結する。ただし、第1順位の 委託候補者と協議が整わない場合は、次点の者と契約の交渉を行う。
- (3)企画提案書等に記載された事項は、仕様書と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとする。 ただし、業務の目的のために修正すべき必要がある場合には、県の指示により契約締結段階 において契約内容を追加、変更又は削除するものとする。

8 その他

- (1) 企画提案及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 提出書類の取り扱い
 - ① 提案者が県に提出した書類(以下「提出書類」という。)に含まれる著作物の著作権は、 提案者に帰属する。
 - ② 提出書類は、いかなる理由があっても返却しないものとする。
 - ③ 提案内容に含まれる特許権など、日本国の法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は原則として提案者が負うものとする。
- (3) 本企画提案応募に要した一切の費用については、全て提案者が負担するものとする。
- (4) 契約を締結するまでの間、「4 応募資格」の条件を満たさない事態が発生した場合には、契約を締結しないこともある。なお、手続きの停止又は契約を解除した場合でも、当該業務に要した費用については、一切補償しないものとする。
- (5)「4 応募資格」の条件を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、 経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあっては、応募を認めないことがある。